

# 労働災害の撲滅に向けて 取組の強化・充実をお願いします

- 愛知県内の建設業においては、令和4年（2023年）に690名の労働災害が発生しており、その約4分の1超（199名）が墜落・転落によるものとなっています。
- 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。
- 労働災害の撲滅に向けては、建設工事従事者を始め、事業者、業界団体、行政等関係者が一丸となって、それぞれの立場、役割による取組が必要不可欠ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇ 労働安全衛生法の改正を踏まえた「働き方改革」の推進
- ◇ 適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇ 一人親方等との取引の適正化
- ◇ デジタル技術、i-Construction（ICT活用工事）の推進 など

## 2 建設工事現場における安全対策

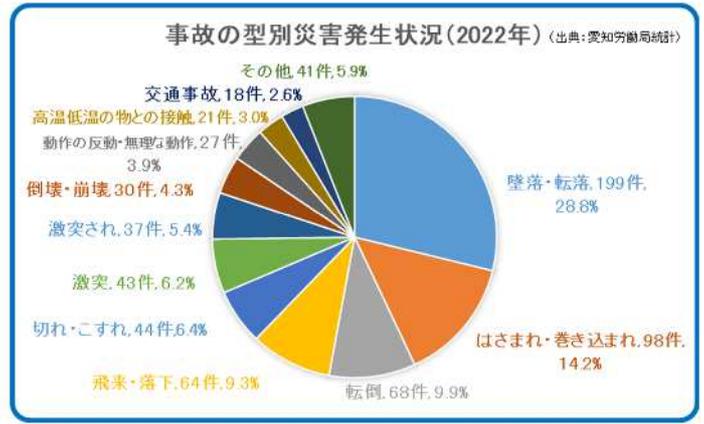
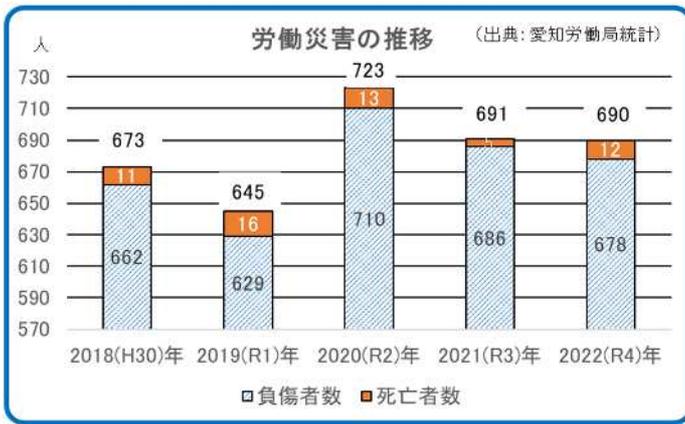
- ◇ 建設工事現場の安全性の点検等
- ◇ 墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇ 外国人労働者の労働災害防止、法令遵守意識の啓発 など

## 3 従業員の意識啓発や健康確保対策の強化

- ◇ 安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇ 熱中症等による健康障害防止
- ◇ 新興・再興感染症への対応 など

愛知県計画は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（2019年3月施行）に基づき策定したもので、国の基本計画の見直し（2023年6月）に合わせて、愛知県計画を見直しております。（2024年3月公表）

## 【愛知県の建設業における労働災害の現状】



## 【建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画の概要】

計画期間	2024～2028 年度頃
主な内容	<p>1 講ずべき取組、目指すべき方向性</p> <p>①安全衛生費に関する記載の充実            ▶発注者、建設業者の安全衛生経費の確保</p> <p>②一人親方に関する記載の充実            ▶一人親方との取引の適正化 ▶労災保険の特別加入制度の周知</p> <p>③建設工事の現場の安全性等に関する記載の充実            ▶デジタル技術の推進 ▶建築物密集地現場における安全健康確保の周知</p> <p>④建設工事従事者の処遇改善及び地位の向上に関する記載の充実            ▶労働基準法の改正を踏まえた「働き方改革」の推進            ▶処遇改善に資する CCUS (建設キャリアアップシステム) の普及・定着</p> <p>⑤墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実            ▶安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進</p> <p>⑥健康確保対策の強化に関する記載の充実            ▶熱中症等による健康障害防止対策 ▶新興・再興感染症への対応</p> <p>⑦人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境改善に関する対応の充実            ▶外国人労働者の労働災害防止、法令遵守の意識啓発、多言語対応の充実            ▶女性の活躍促進のための取組の推進 ▶高齢労働者の安全と健康の確保</p>
目標値※ (2027年)	死傷者数：690人未満 死亡者数：5人未満 ※「第14次労働災害防止推進計画」(愛知労働局)の目標値
リンク先	愛知県Webサイト 本チラシは当課のWebページからダウンロードできます。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html</a> 

## 【問合せ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室建設業第一グループ  
 電話：052-954-6502 メールアドレス：kensetsu-fudosan@pref.aichi.lg.jp

(2024年3月作成)